

# 喜多方市商業等活性化事業補助金交付要綱

施行日 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市の商業の振興を図るため、事業者、組合団体等（以下「補助事業者等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の対象とする事業は、別表に掲げる事業とし、当該事業に要する補助対象経費及び補助額はそれぞれ同表に掲げる額とする。

ただし、次の経費は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 他の補助金等の助成を受けている経費
- (2) 飲食にかかる経費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、商業等活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める日とする。

2 補助事業者等は、前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 規則第4条第2項第2号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号の規定により市長が定める軽微な変更は、次のいずれかのときとする。

- (1) 交付対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、商業等活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(申請を取り下げることのできる期日)

第6条 規則第8条第1項の規定により市長の定める期日は、補助事業者等が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、商業等活性化事業補助金概算払請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、商業等活性化事業実績報告書(様式第4号)により事業完了の日(事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から14日以内、又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第13条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を商業等活性化事業仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助事業が完了した場合は、速やかに商業等活性化事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(財産の処分の期限)

第10条 規則第18条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 市は、補助事業者等が第1項の規定による期間内に取得財産等を処分した場合は、補助事業者等に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

(会計帳簿の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補助の見直し等)

第12条 市長は、毎年、補助の効果等を検証し、補助金額等を見直しを図ることとする。

2 同一の補助事業者等が継続して補助金の交付を受けている事業については、原則3年で補助金の交付を停止するものとする。

ただし、補助事業者等の自主財源の確保が著しく困難であるとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、下記の交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

喜多方市商工業地域振興事業等補助金の交付等に関する要綱

喜多方市産業フェア補助金交付要綱

喜多方市商店街連合会補助金交付要綱

喜多方市中心市街地商業活性化事業補助金交付要綱

喜多方市まちなか活性化イベント支援事業補助金交付等に関する要綱

喜多方市あきない後継者育成確保事業補助金交付要綱

喜多方市あきない人材育成事業補助金交付に関する要綱

喜多方市あきない力向上支援事業補助金交付要綱

喜多方市あきない賑わい創出事業補助金の交付等に関する要綱